

新居浜北火力発電所建設計画
環境影響評価方法書についての
意見の概要と当社の見解

平成 25 年 5 月

住友共同電力株式会社

目 次

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所	1
(4) 縦覧期間	2
(5) 縦覧者数	2
2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催	2
3. 環境影響評価方法書についての意見の把握	3
(1) 意見書の提出期間	3
(2) 意見書の提出方法	3
(3) 意見書の提出状況	3
第2章 環境影響評価方法書について提出された環境保全の見地 からの意見の概要とこれに対する当社の見解	4

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価方法書を作成した旨及びその他事項を公告し、環境影響評価方法書及び要約書を公告の日から起算して35日間縦覧に供した。

(1) 公告の日

平成25年3月29日（金）

(2) 公告の方法

- ① 平成25年3月29日（金）付けの愛媛県公報「愛媛県報」に「公告」を掲載した。
（別紙－1 参照）
- ② 上記の公告に加え、次の「お知らせ」を実施した。
 - ・平成25年3月29日（金）付けで、以下の日刊新聞紙に掲載した。
（別紙－2 参照）

愛媛新聞（朝刊16面）

朝日新聞（朝刊25面、愛媛版）

読売新聞（朝刊29面、愛媛版）

毎日新聞（朝刊26面、愛媛版）

- ・当社ホームページに平成25年3月29日（金）から平成25年5月16日（木）まで掲載した。
（別紙－3 参照）

(3) 縦覧場所

自治体庁舎3箇所、当社施設1箇所の計4箇所及びインターネットの利用による電子縦覧を実施した。

① 自治体庁舎

- ・愛媛県庁 環境政策課 （松山市一番町四丁目4番地2）
- ・新居浜市役所 環境保全課 （新居浜市一宮町一丁目5番1号）
- ・西条市役所 環境衛生課 （西条市明屋敷164番地）

② 住友共同電力株式会社本社

- ・当社本社事務所 （新居浜市磯浦町16番5号）

③ インターネットの利用による電子縦覧

当社ホームページに環境影響評価方法書の内容を掲載した。

（別紙－4 参照）

(4) 縦覧期間

平成 25 年 3 月 29 日（金）から平成 25 年 5 月 2 日（木）までとした。

平日の 9 時から 17 時までとし、当社本社及び当社ホームページでは、さらに縦覧期間終了後も平成 25 年 5 月 16 日（木）まで閲覧可能とした。

インターネットの利用による電子閲覧は、縦覧期間中には常時アクセス可能な状況とした。

(5) 縦覧者数（縦覧者記録用紙記載者数）（別紙－5 参照）

総数 41 名 [100 部]

（内訳）

① 自治体庁舎

- ・愛媛県庁 環境政策課 2 名 [5 部]
- ・新居浜市役所 環境保全課 5 名 [19 部]
- ・西条市役所 環境衛生課 6 名 [5 部]

② 住友共同電力株式会社本社

- ・当社本社事務所 28 名 [71 部]

③ インターネットの利用による電子縦覧

当社ホームページへのアクセス数は 1,535 回であった。

注：[]内の数値は、当社が作成し縦覧場所に備え付けた「環境影響評価方法書のあらまし」の持ち帰り部数である。

2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第 7 条の 2 の規定に基づき、環境影響評価方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

説明会の開催の公告は、環境影響評価方法書の縦覧等に関する公告と同時に行った。

開催地区	開催日時	開催場所	来場者数
新居浜市	平成 25 年 4 月 22 日（月） 18 時 30 分から 20 時 10 分まで	新居浜市市民文化センター （新居浜市繁本町 8 番 65 号）	18 名
西条市	平成 25 年 4 月 23 日（火） 18 時 30 分から 20 時 10 分まで	西条市総合文化会館 （西条市神拝甲 79 番地 4）	13 名

3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を有する者の意見書の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

平成25年3月29日（金）から平成25年5月16日（木）まで
（縦覧期間及びその後2週間とし、郵送受付は当日消印有効とした。）

(2) 意見書の提出方法

- ① 当社への郵送による書面の提出 (別紙ー6 参照)
- ② 説明会での質問票の提出 (別紙ー7 参照)

(3) 意見書の提出状況

- ・ 郵送による意見書 0通（意見数0件）
- ・ 説明会での質問票の提出 6件（質問数6件）

第2章 環境影響評価方法書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要とこれに対する当社の見解

「環境影響評価法」第8条第1項の規定に基づいて、当社に対して意見書の提出により述べられた環境の保全の見地からの意見は6件（6人）であった。

「環境影響評価法」第9条及び「電気事業法」第46条の6第1項の規定に基づく、環境影響評価方法書についての意見の概要並びにこれに対する当社の見解は、次のとおりである。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と当社の見解

(1) 事業計画

No.	意見の概要	当社の見解
1	栈橋は既存の港湾計画を利用とあるが、もう少し詳しく教えて下さい。 公共事業により栈橋が作られるという意味ですか。	栈橋の建設については、今回のアセスの対象ではないものの、当社が愛媛県の東予港港湾計画に沿って適切に設置する計画です。
2	栈橋の建設計画があるが、栈橋は今回のアセスの対象なのか。 過去に策定された港湾計画があればアセス不要なのか。それとも、今回新たにアセスを行うのか。	
3	栈橋建設に伴って浚渫などの海域に係る工事を行うのか。	栈橋の建設については、当社が愛媛県の東予港港湾計画に沿って設置する計画です。なお、栈橋建設に伴い、浚渫工事を実施する計画はありません。
4	LNGの調達について検討していることがあれば教えて頂きたい。産地、数量他	現時点では、LNGの調達先は確定していませんが、燃料使用量は年間 23 万 t 程度を見込んでおります。
5	方法書にLNG消費量が年間約 23 万 t(天然ガス換算で 97%利用)とあったが、設備の利用率はどの程度を見込んでいるか。	設備の利用率は 97%を見込んでおります。方法書に記載の発電用燃料の年間使用量は、設備利用率 97%における天然ガスの換算値です。

(2) 大気関係

No.	意見の概要	当社の見解
1	「方法書のあらまし」の「はじめに」の章に、「二酸化炭素削減の観点から発電効率に優れているコンバインドサイクル発電設備を採用する」との記載がありますが、北火力発電所の建設が二酸化炭素の削減にはつながらないと思います。説明にあった通り、CO₂ 排出原単位は小さくなると思いますが、排出量は増えるだけではないでしょうか。 今回の北火力発電所に相当する分、西火力や東火力の古い設備の稼働をやめないと環境への影響は現状より悪化すると思います。古い設備は廃止しないのですか。 同じことは窒素酸化物についても言えます。北火力の建設によって新たにオキシダントなどの大気汚染が発生することが懸念されます。	本設備では、発電用燃料として相対的に二酸化炭素排出量の少ないLNGを使用すること、また、最新鋭のコージェネレーションシステムと発電効率に優れたコンバインドサイクル発電方式を組み合わせることにより、CO₂ 排出原単位は 0.3kg-CO₂/kWh（送電端）程度の見込みですが、当社全体の排出量は将来の需要により増減します。 なお、既存設備については、現時点で廃止は予定しておりません。今後の需要・経済状況や各設備の劣化状況などを見ながら、最適な設備計画を策定していくこととしております。 窒素酸化物については、排出量の低減対策として、低 NO_x 燃焼器を採用し、排煙脱硝装置を設置することにより、煙突出口の窒素酸化物濃度は発電所アセスにおいて最高水準の濃度 5ppm※で計画しております。そのため、光化学オキシダントの原因物質のひとつである窒素酸化物の排出量は十分少ないものと考えております。 ※O₂=16%換算濃度

愛媛県公報「愛媛県報」に掲載した公告内容

○ 平成 25 年 3 月 29 日（金）掲載

雑 報	
○ 公 告 環境影響評価方法書について 環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）第 5 条第 1 項の規定により、次の対象事業について環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成したので、同法第 7 条の規定により、次のとおり公告します。 また、同法第 7 条の 2 の規定により、方法書の説明会を開催することとしたので、併せて公告します。 なお、方法書について、環境の保全の見地からの意見を書面により提出することができます。 平成 25 年 3 月 29 日 住友共同電力株式会社 代表取締役社長 村 上 信 二 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地 (1) 名 称 住友共同電力株式会社 (2) 代表者 代表取締役社長 村上 信二 (3) 主たる事業所の所在地 愛媛県新居浜市磯浦町 16 番 5 号 2 対象事業の名称、種類及び規模 (1) 名 称 新居浜北火力発電所建設計画 (2) 種 類 ガスタービン及び汽力（コンバインドサイクル発電方式） (3) 規 模 出力 15 万キロワット 3 対象事業が実施されるべき区域 愛媛県新居浜市惣開町 5 番 1 号及び地先海域 4 関係地域の範囲 愛媛県新居浜市及び西条市 5 方法書及び要約書の縦覧の場所、期間及び時間 (1) 縦覧場所 愛媛県庁（愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2） 新居浜市役所（愛媛県新居浜市一宮町一丁目 5 番 1 号） 西条市役所（愛媛県西条市明屋敷 164 番地） 住友共同電力株式会社本社（愛媛県新居浜市磯浦町 16 番 5 号） (2) 縦覧期間 平成 25 年 3 月 29 日（金）から平成 25 年 5 月 2 日（木）まで なお、住友共同電力株式会社本社においては、縦覧期間終了後も平成 25 年 5 月 16 日（木）まで閲覧できるとともに、住友共同電力株式会社のホームページにおいて同日まで方法書を公表しています。 (3) 縦覧時間 9 時から 17 時まで 6 方法書についての意見書の提出期限及び提出先並びに意見書に	記載すべき事項 (1) 提出期限 平成 25 年 5 月 16 日（木）まで（当日消印有効） (2) 提出先 〒792-8520 愛媛県新居浜市磯浦町 16 番 5 号 住友共同電力株式会社 経営管理部 (3) 意見書に記載すべき事項 ア 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地） イ 意見書の提出の対象である方法書に記載された対象事業の名称 ウ 方法書についての環境の保全の見地からの意見（日本語により、意見の理由を含めて記載すること。） 7 説明会の開催を予定する日時及び場所 (1) 日時 平成 25 年 4 月 22 日（月） 18 時 30 分から 20 時 30 分まで 場所 新居浜市市民文化センター中ホール（愛媛県新居浜市繁本町 8 番 65 号） (2) 日時 平成 25 年 4 月 23 日（火） 18 時 30 分から 20 時 30 分まで 場所 西条総合文化会館小ホール（愛媛県西条市神拝甲 79 番地 4）

日刊新聞紙に掲載したお知らせ

- 平成 25 年 3 月 29 日（金）掲載
 - ・愛媛新聞（朝刊 16 面）
 - ・朝日新聞（朝刊 25 面、愛媛版）
 - ・読売新聞（朝刊 29 面、愛媛版）
 - ・毎日新聞（朝刊 26 面、愛媛版）

お知らせ

環境影響評価法に基づき、「新居浜北火力発電所建設計画
環境影響評価方法書」の作成及び説明会の開催について、次
のとおりお知らせいたします。

平成 25 年 3 月 29 日
住友共同電力株式会社 代表取締役社長 村上 信二

【事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地】
名 称 住友共同電力株式会社
代表者 代表取締役社長 村上 信二
所在地 愛媛県新居浜市機浦町十六番五号

【対象事業の名称、種類及び規模】
名 称 新居浜北火力発電所建設計画
種 類 ガスタービン及び汽力コンバインドサイクル発電方式
規 模 出力十五万キロワット

【対象事業が実施されるべき区域】
愛媛県新居浜市惣間町五番一号及び地先海域

【関係地域の範囲】
愛媛県新居浜市及び西条市

【縦覧】
一、縦覧場所
・愛媛県庁 環境政策課（愛媛県松山市番町四丁目四番地二）
・新居浜市役所 環境保全課（愛媛県新居浜市宮町丁目五番五号）
・西条市役所 環境衛生課（愛媛県西条市明屋敷百六十四番地）
・住友共同電力株式会社 本社（愛媛県新居浜市機浦町十六番五号）

二、縦覧期間
平成 25 年 3 月 29 日（金）から平成 25 年 5 月 1 日（木）まで
ただし、土曜日、日曜日、祭日は除きます。
なお、住友共同電力株式会社においては、縦覧期間中、後も平成 25
年 5 月 16 日（木）まで、土曜日、日曜日、祭日も除き、行います。

三、縦覧時間
九時から十七時まで

四、意見の提出
「新居浜北火力発電所建設計画 環境影響評価方法書」につ
いて環境の保全の見地から、意見をもちのの方は、事業者宛
に書面にて郵送してください。

五、意見書の記載事項
・氏名及び住所（法人その他の団体の場合は、その名称、代表
者の氏名及び主たる事務所の所在地）
・意見書の提出の対象である方法書の名称（「新居浜北火力発
電所建設計画 環境影響評価方法書」と記載してください。）
・方法書（1）の環境の保全の見地からの意見（日本語に
より、意見の理由を含めて記載してください。）

六、意見書の提出期限
平成 25 年 5 月 16 日（木）まで（当日消印有効）

七、意見書の提出先
〒799-8520 愛媛県新居浜市機浦町十六番五号
住友共同電力株式会社 経営管理部 宛
※意見に記載される個人情報等は、本件にのみ使用し、それ以外の
目的には使用いたしません。

八、ホームページでの閲覧
住友共同電力株式会社のホームページにおいて、平成 25 年
3 月 29 日（金）から平成 25 年 5 月 16 日（木）まで
環境影響評価方法書を閲覧いただけます。

【説明会を開催する日時及び場所】
【新居浜市】
日時 平成 25 年 4 月 1 日（月） 18 時 30 分から 19 時 20 分まで（予定）
場所 新居浜市民文化センター中ホール（愛媛県新居浜市本町八番六十五号）
【西条市】
日時 平成 25 年 4 月 2 日（火）18 時 30 分から 19 時 20 分まで（予定）
場所 西条市総合文化会館小ホール（愛媛県西条市神井甲七十九番地四）
お問い合わせ先 経営管理部 TEL 〇八九七-三七二四六
（土曜日、日曜日、祭日は除く、九時から十七時まで）

(別紙－ 3)

当社ホームページに掲載したお知らせ

○ 平成 25 年 3 月 29 日（金）から平成 25 年 5 月 16 日（木）まで掲載

Environment
環境との共生

新居浜北火力発電所建設計画に係る環境影響評価方法書の届出について

2013年3月29日
住友共同電力株式会社

本日、環境影響評価法および電気事業法に基づき、新居浜北火力発電所建設計画に係る「新居浜北火力発電所建設計画 環境影響評価方法書」(以下、「方法書」という。)を経済産業大臣に届け出るとともに、愛媛県知事、新居浜市長および西条市長に送付しましたので、お知らせいたします。

また、環境影響評価法に基づき、以下のとおり、方法書を縦覧するとともに、方法書の記載事項に関する説明会を開催いたします。

1.方法書の縦覧

(1)縦覧場所

- 自治体庁舎
愛媛県庁、新居浜市役所、西条市役所
- 住友共同電力株式会社
住友共同電力株式会社 本社

(2)縦覧期間

2013年3月29日（金曜日）～2013年5月2日（木曜日） ※土曜日、日曜日、祝日を除く

なお、当社本社では、縦覧期間終了後も2013年 5月16日（木曜日）まで、土曜日、日曜日、祝日を除き閲覧いただけます。

(3)縦覧時間

午前9時～午後5時

	縦覧場所	所在地	備考
自治体庁舎	愛媛県庁 環境政策課	愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	土曜日、日曜日、 祝日は除きます。
	新居浜市役所 環境保全課	愛媛県新居浜市一宮町一丁目5番1号	
	西条市役所 環境衛生課	愛媛県西条市明屋敷164番地	
住友共同電力株式会社	本社	愛媛県新居浜市磯浦町16番5号	

(4) インターネットによる閲覧(電子縦覧)

方法書は当社ホームページにおいても閲覧いただけます。

掲載URL:http://www.sum-kyo.co.jp/consortism/assess/20130329_3.html

※閲覧期間:2013年3月29(金曜日)午前9時～2013年5月16(木曜日)午後5時

2.意見の提出

方法書について、環境の保全の見地からご意見をお持ちの方は、当社宛に書面にてご提出ください。

(1)意見書の記載事項

1. 氏名および住所(法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地)
2. 意見書の提出の対象である方法書の名称(「新居浜北火力発電所建設計画 環境影響評価方法書」と記載してください。)
3. 方法書についての環境の保全の見地からの意見(日本語により、ご意見の理由を含めて記載してください。)

(2)注意事項

1. 環境影響評価法施行規則第4条の規定により、氏名、住所の記入をお願いいたします。
2. ご記入いただきました情報は、個人情報保護の観点から適切に取り扱いいたします。

(3)意見書の提出期限

2013年5月16日(木曜日)まで(郵送の場合、当日消印有効)

(4)意見書の提出方法

1. 当社への郵送による書面の提出
2. 説明会での質問票の提出

〒792-8520

愛媛県新居浜市磯浦町16番5号

住友共同電力株式会社 経営管理部 宛

※意見書に記載される個人情報は、本件についてのみ使用し、それ以外の目的には使用いたしません。

3.方法書の内容

(第1章)事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
(第2章)対象事業の目的及び内容
(第3章)対象事業実施区域及びその周囲の概況
(第4章)対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

4.方法書説明会

方法書説明会を以下のとおり開催いたします。

開催日時	開催場所
2013年 4月22日(月曜日) 午後6時30分～午後8時30分(予定)	新居浜市市民文化センター中ホール (愛媛県新居浜市繁本町8番65号)
2013年 4月23日(火曜日) 午後6時30分～午後8時30分(予定)	西条市総合文化会館小ホール (愛媛県西条市神拝甲79番地4)

5.お問い合わせ先

住友共同電力株式会社 経営管理部

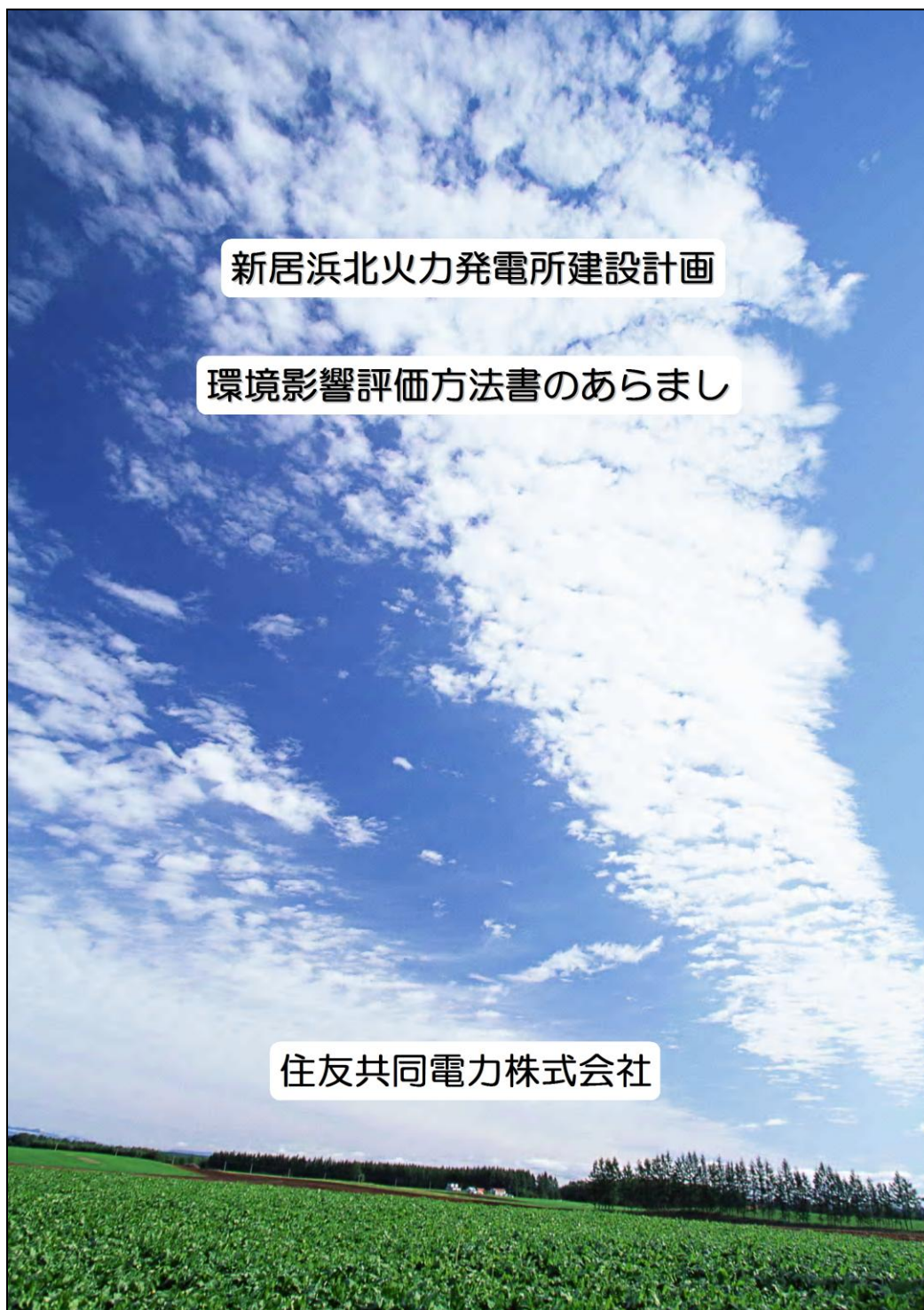
TEL:0897-37-2146（土曜日、日曜日、祝日を除く、午前9時～午後5時まで）

添付資料

A [新新居浜北火力発電所建設計画 環境影響評価方法書のあらまし](#) [PDF:3,378KB]

A [新居浜北火力発電所建設計画 環境影響評価方法書 意見書](#) [PDF:81KB]

【 添付資料 】



はじめに

当社は、大正8年に別子銅山から発展した住友事業の電気部門として設立されました。会社設立以来、「信用を重んじ、確実を旨とし、浮利にはしらず」という住友の事業精神を尊重しながら、「低廉・良質な電気・蒸気の安定供給」という事業方針を一心に貫いてまいりました。

現在、愛媛県内に火力発電所3ヵ所、愛媛県および高知県に水力発電所11ヵ所を有し、新居浜市および西条市臨海部の住友グループ各社工場へ低廉・良質な電力を供給することにより地域経済の発展を支えています。

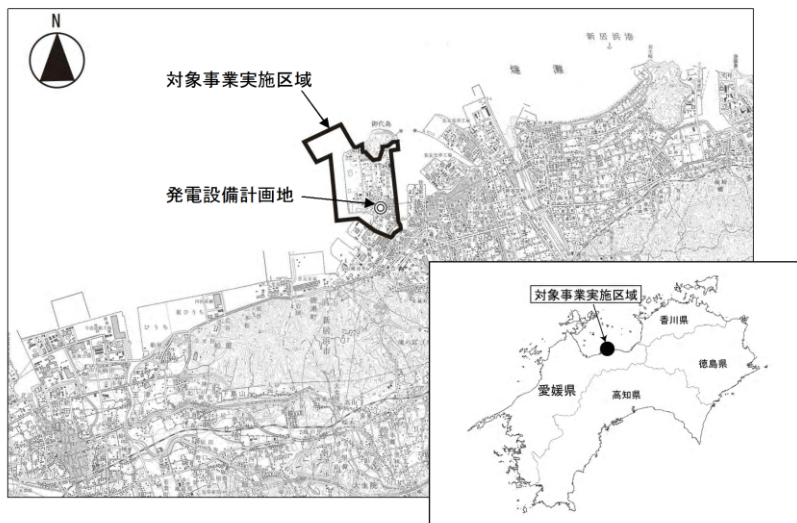
また、地球環境に優しいエネルギーの導入にも積極的に取り組んでおり、水力発電の有効活用や、火力発電所でのバイオマスの混焼発電や川崎市における合併でのバイオマス発電事業への取組みなど、環境との調和を図っています。

本計画は、出力15万kWの天然ガス火力発電設備を住友化学㈱愛媛工場新居浜地区に建設するもので、同社化学プラントの生産工程で必要なプロセス用蒸気を供給するコージェネレーションの構築により総合熱効率の向上と周辺環境に与える影響の低減を図るものです。

計画に当たっては、省エネルギー、二酸化炭素削減の観点から発電効率に優れているコンバインドサイクル発電設備を採用する予定であり、化学プラントの生産工程で発生する副生ガス（水素）を燃料として有効利用する計画です。また、復水器冷却方式は冷却塔を採用し、温排水は出さない計画です。

本資料は、環境影響評価方法書に記載している事業計画、環境影響評価の項目、調査・予測及び評価の手法等についての概要をとりまとめたものです。

是非とも皆様にご一読いただき、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

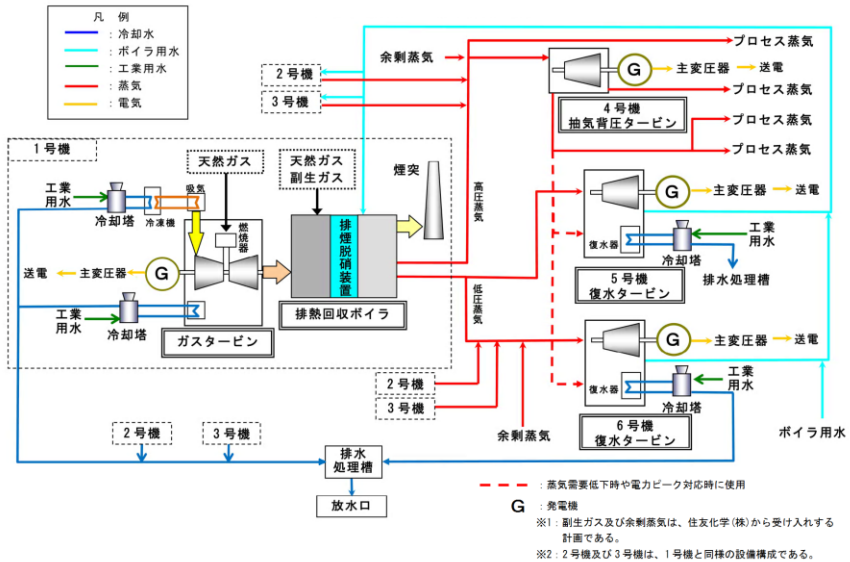


対象事業の概要

名 称	新居浜北火力発電所
所 在 地	愛媛県新居浜市惣開町 5 番 1 号及び地先海域
原動力の種類	ガスタービン及び汽力（コンバインドサイクル発電方式*）
出 力	15 万 kW（発電端）
燃 料	天然ガス、副生ガス（水素）
工事着工時期	平成 28 年度（予定）
運転開始時期	平成 31 年度（予定）

* コンバインドサイクル発電方式とは、ガスタービンと蒸気タービンを組み合わせた発電方式です。ガスタービンを回し終えた排ガスの余熱を使って水を沸騰させ、蒸気タービンを回して発電することにより、通常の発電方式より多くの電力をつくることができます。

発電設備の概要



対象事業実施区域及び周辺の概況

【自然的状況】

対象事業実施区域は新居浜市臨海部の埋立地に位置しており、新居浜地域気象観測所の平成 24 年の観測結果では、年間の最多風向は南南東、平均風速 2.4m/s、平均気温 16.4℃、降水量 1,347mm となっています。対象事業実施区域の南側は市街地であり、さらに南側の丘陵地にはコナラ群落とスギ・ヒノキ・サワラ植林等の植生が分布しています。また、対象事業実施区域に隣接する御代島の沿岸海域には藻場が分布しています。

【社会的状況】

対象事業実施区域の位置する新居浜市の人口は約 12 万人、西側の西条市の人口は約 11 万人です。産業構造は、両市ともに第 3 次産業の就業者数が最も多くなっています。対象事業実施区域は都市計画法に基づく工業専用地域であり、周辺の主な道路としては、壬生川新居浜野田線、新居浜角野線、国道 11 号などがあります。

環境影響評価の項目

環境影響評価の項目は、「発電所の設置又は変更の工事の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」（平成 10 年通商産業省令第 54 号）に基づき、事業特性及び地域特性を踏まえて右表のとおり選定しました。

調査・予測の手法

調査は、発電所の建設工事や運転に伴う環境影響が想定される大気質、騒音、振動、水質、動物、植物等の項目について、文献調査を行うとともに、調査項目毎に適切な手法、地点、時期等を設定して現地調査を行います。

予測は、調査結果及び事業計画を踏まえ、数値計算等の環境影響評価で実績のある手法により実施します。

評価の手法

評価は、調査及び予測の結果を基に、環境影響評価の項目に係る環境影響が、実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討し、必要に応じてその他の方法により環境保全についての配慮が適正になされているかを検討します。また、国や愛媛県等によって環境保全上の基準や目標が示されている場合には、それらとの整合が図られているかを検討して評価します。

環境影響評価の項目

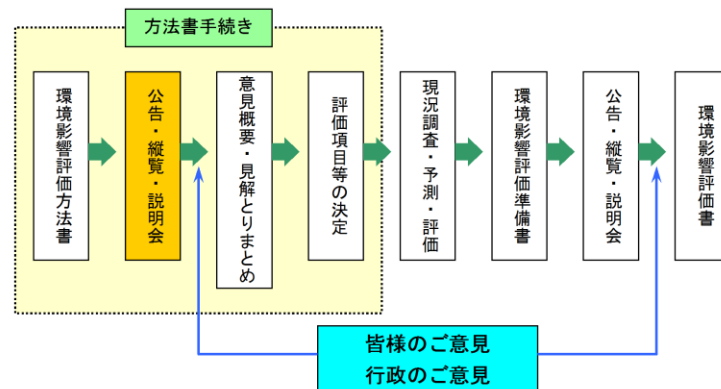
環境要素の区分 影響要因の区分				工事の実施		土地又は工作物の存在及び供用							
				工事用資材等の搬出入	建設機械の稼働	造成等の施工による一時的な影響	地形変化及び施設の存在	施設の稼働				資材等の搬出入	廃棄物の発生
								排ガス	排水	温排水	機械等の稼働		
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質	硫黄酸化物										
			窒素酸化物	○	○		○				○		
			浮遊粒子状物質										
			石炭粉じん										
		粉じん等	○	○							○		
		騒音	○	○						○	○		
		振動	○	○							○		
	その他		低周波音								○		
			冷却塔白煙								○		
	水環境	水質	水の汚れ						○				
			富栄養化						○				
			水の濁り		○	○							
			水温										
		底質	有害物質		○								
	その他	流向及び流速											
	その他の環境	地形及び地質	重要な地形及び地質										
	動物	重要な種及び注目すべき生息地(海域に生息するものを除く。)			○	○							
		海域に生息する動物				○							
	植物	重要な種及び重要な群落(海域に生育するものを除く。)			○	○							
		海域に生育する植物				○							
生態系	地域を特徴づける生態系			○	○								
	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観				○							
人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	○								○			
廃棄物等	産業廃棄物			○							○		
	残土			○									
温室効果ガス等	二酸化炭素					○							

注：1. は、火力発電所の一般的な環境影響評価項目（参考項目）を示します。

2. ○ は、環境影響評価項目として選定する項目を示します。

環境影響評価手続きの概要

環境影響評価の手続きの概要は下に示すとおりです。今後、皆様のご意見をお聞きしたうえで調査、予測及び評価を行い、その結果を環境影響評価準備書にとりまとめて縦覧し、再度皆様のご意見をお聞きしたうえで環境影響評価書を作成して縦覧します。



環境影響評価方法書の縦覧について

縦覧場所	期間	時間	備考
自治体庁舎	平成25年3月29日(金)から 平成25年5月2日(木)まで	平日 午前9時から 午後5時まで	土曜日、日曜日、 祝日は除きます。
愛媛県庁 環境政策課			
新居浜市役所 環境保全課			
西条市役所 環境衛生課			
住友共同電力株式会社 本社			

環境の保全の見地からご意見をお持ちの方は、平成25年5月16日(木)(当日消印有効)までにお寄せください。また、環境影響評価方法書は、当社本社事務所及び当社ホームページ (<http://www.sumikyo.co.jp/>) において、平成25年5月16日(木)午後5時までご覧いただけます。

環境影響評価方法書に関するお問い合わせ先

住友共同電力株式会社 経営管理部
〒792-8520 愛媛県新居浜市磯浦町16番5号
TEL: 0897-37-2146 (午前9時から午後5時まで)

本資料に掲載した地図は、国土地理院発行の5万分の1地形図(新居浜、西条)を使用したものである。

(別紙－ 4)

当社ホームページに掲載した環境影響評価方法書の内容

○ 平成 25 年 3 月 29 日 (金) から平成 25 年 5 月 16 日 (木) まで掲載

Environment
環境との共生

新居浜北火力発電所建設計画 環境影響評価方法書の公表について

当社は、2013年3月29日付で新居浜北火力発電所建設計画に係る「新居浜北火力発電所建設計画 環境影響評価方法書」(以下、「方法書」という。)を経済産業大臣に届け出るとともに、愛媛県知事、新居浜市長および西条市長に送付しました。届出・送付した方法書および要約書を環境影響評価法第7条の規定に基づき公表します。

方法書

[表紙・目次](#) [PDF:94KB]

[第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地](#) [PDF:58KB]

[第2章 対象事業の目的及び内容](#) [PDF:1,740KB]

第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況

[3.1 自然的状況](#) [PDF:6,576KB]

[3.2 社会的状況](#) [PDF:6,011KB]

[第4章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法](#) [PDF:2,403KB]

要約書

[新居浜北火力発電所建設計画環境影響評価方法書\[要約書\]](#) [PDF:4,219KB]

あらまし

[新居浜北火力発電所建設計画環境影響評価方法書のあらまし](#) [PDF:3,378KB]

方法書および要約書は、2013年3月29日(金曜日)午前9時～2013年5月16日(木曜日)午後5時の期間内において閲覧が可能(印刷不可)です。ただし、期間終了後は閲覧することはできません(ダウンロードされたファイルも含む)。
方法書および要約書で使用されている地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分の1地形図および2万5千分の1地形図を複製したものです。(承認番号 平24四複、第66号)

縦覧場所に設置した縦覧者記録用紙

縦 覧 者 記 録 用 紙

縦覧場所：_____

記入例に従い、ご記入下さい。

No.	縦 覧 日	性 別	年 齢	住 所	職 業
記入例	平成 25 年 〇月〇日	1. 男 2. 女	△△歳	①. 新居浜市 2. 西条市 3. その他愛媛県内 4. 愛媛県外	会社員
1	平成 25 年 月 日	1. 男 2. 女	歳	1. 新居浜市 2. 西条市 3. その他愛媛県内 4. 愛媛県外	
2	平成 25 年 月 日	1. 男 2. 女	歳	1. 新居浜市 2. 西条市 3. その他愛媛県内 4. 愛媛県外	
3	平成 25 年 月 日	1. 男 2. 女	歳	1. 新居浜市 2. 西条市 3. その他愛媛県内 4. 愛媛県外	
4	平成 25 年 月 日	1. 男 2. 女	歳	1. 新居浜市 2. 西条市 3. その他愛媛県内 4. 愛媛県外	
5	平成 25 年 月 日	1. 男 2. 女	歳	1. 新居浜市 2. 西条市 3. その他愛媛県内 4. 愛媛県外	
6	平成 25 年 月 日	1. 男 2. 女	歳	1. 新居浜市 2. 西条市 3. その他愛媛県内 4. 愛媛県外	
7	平成 25 年 月 日	1. 男 2. 女	歳	1. 新居浜市 2. 西条市 3. その他愛媛県内 4. 愛媛県外	
8	平成 25 年 月 日	1. 男 2. 女	歳	1. 新居浜市 2. 西条市 3. その他愛媛県内 4. 愛媛県外	
9	平成 25 年 月 日	1. 男 2. 女	歳	1. 新居浜市 2. 西条市 3. その他愛媛県内 4. 愛媛県外	
10	平成 25 年 月 日	1. 男 2. 女	歳	1. 新居浜市 2. 西条市 3. その他愛媛県内 4. 愛媛県外	

(別紙－ 6)

郵送による意見書（様式）

(NO.)

「新居浜北火力発電所建設計画 環境影響評価方法書に対する意見書」

平成25年 月 日

ふりがな お名前 〔法人その他の団体にあつては、 その名称及び代表者の氏名〕	※ふりがなをお願いします。										
ご住所 〔法人その他の団体にあつては、 主たる事務所の所在地〕	<table border="1" style="width: 100%;"><tr><td>〒</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>-</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> (TEL - -)	〒					-				
〒					-						

環境影響評価法第8条の規定に基づき、環境保全の見地からの意見を、次のとおり提出する。

ご意見の内容及びその理由 (日本語によりご記入下さい。)

【備考】

- 意見書：氏名住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）は、必ず記入して下さい。なお、1枚目に記載できない場合は、複数枚をご使用下さい。その際は、意見書右上の（NO. ）にページをふり、2枚目以降にも氏名住所を必ずご記入下さい。（環境影響評価法施行規則第4条の規定により、必ず記入お願いします。）
- 提出先：〒792-8520 愛媛県新居浜市磯浦町16番5号
住友共同電力株式会社 経営管理部
- 提出期限：平成25年5月16日（木） 当日消印有効

【注】

- ・ご記入いただいた個人情報は、環境影響評価法に基づく手続きのためだけに使用し、他の目的に使用することはございません。また、個人情報保護の観点から適切に取り扱います。

住民説明会での質問票（様式）

「新居浜北火力発電所建設計画」
環境影響評価方法書説明会

質 問 票

※本日ご説明した内容に関してご質問がある場合は、本用紙にご質問の内容を
ご記入のうえ、休憩時間終了 15 分前迄に質問票回収ボックスにお入れ下さい。

※ご質問は、「新居浜北火力発電所建設計画 環境影響評価方法書」に関するも
のに限らせて頂きます。

※質問用紙 1 枚につき、ご質問は 1 問となるようご記入下さい。

ご質問が複数となる場合は、会場後方の質問票回収ボックス横、もしくは方
法書閲覧コーナーに設置しております質問票をご利用下さい。

ご住所	
ふりがな ご氏名	

※ふりがなをお願いします。

ご 質 問 の 内 容

注) 本質問票にご記入いただいた個人情報は、個人情報保護の観点から適切に取り扱います。